

## 内部監査の実施状況について

(令和3年3月31日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
労働局 各課・室 (全11部署)	令和2年11月 20日から同年 12月11日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計経理事務に関する事項</li> <li>・ 管理事務に関する事項</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子の看護休暇の取扱いに誤りが認められた(2課・室)。</li> <li>・ 電話連絡による休暇取得について表示、押印漏れが認められた(1課・室)。</li> <li>・ 通勤手当の集計に誤りが認められた(2課・室)。</li> <li>・ 週休日の振替事務に誤りが認められた(1課・室)。</li> <li>・ 超過勤務命令に関する事務に誤りが認められた(4課・室)。</li> <li>・ 外部電磁的記録媒体の取扱いについて不十分な点が認められた(3課・室)。</li> <li>・ 旅行命令に関する事務に誤りが認められた(5課・室)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 個人情報漏えい防止のための措置を確実にを行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> </ul>

<p>労働基準監督署 (全5署)</p>	<p>令和2年11月 4日から同年 11月26日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計経理事務に関する事項</li> <li>・ 管理事務に関する事項</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休暇取得に関する事務に誤りが認められた(2署)。</li> <li>・ 通勤手当の集計に誤りが認められた(1署)。</li> <li>・ 週休日の振替、割り振り事務に誤りが認められた(1署)。</li> <li>・ 出勤簿の表示、集計に誤りが認められた(1署)。</li> <li>・ 超過勤務命令に関する事務に誤りが認められた(3署)。</li> <li>・ 旅行命令に関する事務に誤りが認められた(1署)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> </ul>
<p>公共職業安定所 (全5所)</p>	<p>令和元年11月 5日から同年 11月19日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計経理事務に関する事項</li> <li>・ 管理事務に関する事項</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用済み国庫金振替書原符及び小切手・振替書台帳の処理に誤りが認められた(1所)。</li> <li>・ 通勤手当の認定事務において、根拠資料が不十分な点が認められた(1所)。</li> <li>・ 休暇取得に関する事務に誤りが認められた(1所)。</li> <li>・ 週休日の振替事務に誤りが認められた(2所)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過勤務命令に関する事務に誤りが認められた（2所）。</li> <li>・ 物品管理事務について不十分な点が認められた（1所）。</li> <li>・ 旅行命令に関する事務に誤りが認められた（3所）。</li> <li>・ 火気責任者の表示を行っていない箇所が認められた（1所）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> <li>・ 関係規程等に基づき適正な事務処理を行うこととする。</li> </ul>
--	--	--	--	--